

令和 8年 6月 30日

（あて先）八戸市長

所在地	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
申請団体	団体名 特定非営利活動法人 はちのへこどもの居場所づくり
代表者 職氏名	理事長 八戸 一郎

八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金交付申請書

八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金の交付を受けたいので、八戸市補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	補助金交付申請額	金	150,000円
	内訳		
	①子ども食堂事業		100,000円
	②学習支援事業		円
	③八戸こども宅食おすそわけ便事業		50,000円
	④立上げ支援（①又は②の新規開設）		円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 組織及び運営に関する定款、規約その他これらに相当するもの
- (4) 開催案内及び活動内容等周知状況が分かる書類
（活動内容が記載されたHP、SNSの写し、パンフレット等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

第1号様式（第9条関係）

3 概算払の希望の有無

(1) 希望する

※希望する理由（必須）

補助金を事業の主な活動資金としており、事業を円滑に実施するためには概算払いが必要なため。

確定払（実績報告により補助金額が確定した後に支払い）が原則ですが、概算払（実績報告前の交付決定額での支払い）を希望するときは、理由を記入してください。

(2) 希望しない

4 同意及び確認事項（下記事項を確認の上、□に✓を記入すること。）

申請団体は、交付申請に当たり、市税の納付状況について、市長が調査することに同意します。

申請団体は、本補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管することに同意します。

申請団体は、補助事業を実施する中で、政治・宗教・営利を目的とした活動への誘導等を行うことは一切ありません。

申請団体の代表者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に係る者ではありません。

※この内容について、市長が青森県警察八戸警察署長へ照会する場合があります。

※上記全てにチェックが必要です。